

比叡山「長日法華不斷経」と宇佐宮「長日法花不斷経」

緒 方 英 夫

はじめに

最澄は唐より帰朝して『法華經』の教理を至上のものとして日本天台宗をひらいたのであるが、当時の国家の仏教に対する期待は密教による加護であった。

最澄の密教は唐からの帰国の直前に受法したもので、所謂、空海の真言密教に対しては劣勢であり、その後、円仁・円珍などの入唐と五大院安然らによって天台密教は教理・事理ともに整備され、特に皇慶は台密における事相を確立して「谷流」の一派を築き、これらによつて台密の劣勢は挽回され密教においても他宗に優位を保つようになつたが、延暦寺内部においても「顯劣勝密」の思想が拡がり、また、慈覚派と智証派の抗争、東塔・西塔・横川の対立、顯密の間での優劣、内部における分派の競合などがあり、そのような中で文人貴族による勸学会や横川の源信による『往生要集』の著述などで浄土信仰の機運が高まり、折から日本における末法の世の到来を告げる永承七年（一二〇五二）を挟んでの前後に不断経・不断念佛が所々で行われたようであるが、宇佐宮の「長日法花不斷経」もその一つであろう。その導入の過程に迫つてみたいと考えてゐる。

また、日頃接する史料や古記録において特に仏教に関連したものに、「長日〇〇」とした仏教行事が数多く見られるが、管見する辞典類には「長日」についての納得のゆく説明が得られなかつたのであるが、最近発刊された『例文 仏教語大辞典』によると「長日」は「じょうにち」とあつて「日数を限らず、継続して長い期間に及ぶこと」とある。このようなことは判り

きつたことと言つてしまえばその通りであるが、この「長日」と「不断経」についても具体的に考察をしてみたい。

一 「長日」と「不斷経」について

まず『門葉記』のなかから「長日」の記載を拾つてゆくと、やたらと多いのであるが、その中から主なものを抽出して考察する。

卷九十（勤行一）には、各子院・堂・房における勤行を記している。それには「長日勤事」「毎月勤事」「毎年勤事」と分類して記載しているが、例えば白河本坊の「長日勤事」と記した箇所には毎日行う勤行・修法については「熾盛光行法一座」とのみ記載し、日に分けて行う勤行などについては「金輪護摩一座　自五日至八日・薬師護摩一座　自九日至十五日・仏眼護摩一座　自十六日至二十二日・不動護摩一座　自二十三日至二十九日」とあって、これは白河本坊における修法を「熾盛光行法」は毎日、その他「金輪護摩」などの修法は行う日を定めている。⁽³⁾このように寺・坊における毎日行われる勤行・修法の内容や日を定めてその変更があるまでは毎日繰返して実施されるものを「長日」としてあるようである。

「毎月勤事」「毎年勤事」については特定の日又は期間を定めて供養・法会・講などを行うことのようである。

つぎに『門葉記』卷第四十九（長日如意輪法一）には護持僧の行う「長日如意輪法」についての記載があるが、護持僧とは天皇の寝所のある清涼殿御殿の東、二間に侍り、御修法を行い、延暦寺は「長日如意輪法」、東寺は「長日延命法」、園城寺は「長日不動法」の修法を行い、これを総称して「三檀御修法」と言われている。

護持僧は始めは一人であったが次第に数を増やし、後一条天皇の時は七人を数えたという。皇太子や皇后などにも護持僧はあるが、「長日御修法」は天皇のためのものようである。⁽³⁾

そこで『門葉記』の「長日如意輪法」についての内容をみてみたい。

① 公家三檀御修法

如意輪

青蓮院

近衛院
永治二年正月十五日始一修之一 久寿二年七月十八日結願
卷數案
御修法所

(中略)

右、謹依二宣旨一始レ自二永治二年正月十五日一至二于今日二。并四千九百三十四日夜之間。

(中略)

七日僧綱大法師等殊致二精誠一勤一修上件教法一。奉レ祈二金輪聖王玉体安穩宝壽長遠一之由如レ件。仍勒二行事二謹奏

久寿二年七月十八日

(中略)

同年月二十三日。近衛院崩御。修法結願以後五箇日歟

永治元年十二月七日受禪。同二十七日即位也

(前略)

次御加持作法如レ常。事訖退一出於宿所一。改二裝束一還二吉水房一。

月一度なとは可レ參二御加持一也。

御持僧辭退之時。不レ可レ進二御卷數一歟。實皮子口決云。日來祈不二結願一。他人授替之時不レ可レ進二卷數一也云々。今奉修人新增數。淨衣給修常事也云々。若當脫履之時可二辭申一。護持僧者最可レ進二卷數一也。久寿青蓮院御卷數案分明也。⁴

①は近衛天皇の護持僧行玄の結願の巻数注進状（報告書）である。これからみると天皇即位の十八日後に長日御修法を始め天皇崩御の五日前に結願したことがわかる。その間は約十三年強で四、九三四日となると記している。

②は道覚親王が宝治元年（一二四七）八月二十五日に二間に参じて、御加持が終わり宿所に行きそれから吉水房に帰ったことが記されている。

その次に「月一度などは可レ参ニ御加持一也」とあるのが意味がよく判らないが、①の史料に「七日僧綱大法師等殊致ニ精誠一勤一修上件教法」とあり、また『門葉記』のなかに「注進如意輪御修法七箇日支度」と記載する注進状があり、これは「如意輪御修法七箇日」を行うために壇供の準備をした注進状⁵で、その他の御修法の場合も「七箇日」とあるので、一回の御修法には七日を要したと考えられる。さきに「三壇御修法」のことを述べたが延暦寺・東寺・園城寺の三寺で夫々七日間の御加持を修しているので、このうちの延暦寺分担の月一度の御加持に参すればよいと言っているのではないかと思われる。

次ぎに結願のことが記してある。御持僧（護持僧）を辞退したときは巻数の報告をしてはならない。日頃の祈りでは結願すべきではなく、また護持僧が交替した時も巻数の報告はすべきではない。そして新しく護持僧が増えた時は淨衣を賜ることになっている。若し天皇が退位された場合は護持僧はその職を辞退して御修法を結願して巻数の報告をすべきであるとしている。これらを総合して「長日」について考察すると、僧侶が個人または集団で毎日行う仏教的な修法・經の誦誦・転誦などの勤行で、終わりの定めがなくその開始のときは「開白」を行い発願の趣旨を述べ、継続して毎日修法を行いその間に僧の辞任交替などがあつても結願すべきではなくて、発願の目的が達成したり、発願の対象に変更があつた場合には、結願してその終了を告げる巻数を注進する、ということであろうと考えられる。

次いで「不斷経」について考察する。

『門葉記』の「七仏薬師法」の修法のなかに「不斷経」の勤行が組み込まれている。それは「薬師經」を誦誦するための「不斷経」であるが子時から亥時まで十二支の順に十二に分けて「不斷御誦經結番」が組まれて、各時の勤仕は一人当として

「不断御読經所」では各時における著到の氏名が記されている。即ち午前〇時に始まり「結番」に従つて一昼夜の間交替して修される⁽⁶⁾。

また『門葉記』に記される「普賢延命法」にも「不斷寿命經」を同様な結番で読誦しており、「熾盛光法」には「不斷御念誦結番」があつて、陀羅尼か誦咒を誦している。これは戌時（午後八時）から始めて酉時までの一昼夜、或いは二昼夜におよぶものもある⁽⁸⁾。

また豊後国六郷山では、安貞二年（一二二八）の「豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録」は六郷山の諸寺・堂・石屋における勤行内容を記した目録であるが、その中に「法華不斷經」「觀音經不斷」などの勤行が多く検出され、それには「自十月廿三日同至廿五日勤也」のように特定月の一昼夜から三昼夜までの期間を割注によつて記載されている⁽⁹⁾。

「不斷經」とは特定の日から起算して一昼夜以上の日数を限つて行われる讀經・讀誦・念佛などの勤行を「結番」して間断なく続けられるものでその期間の間は繰り返し行われ、夫々の「結番」の人数は一人乃至二人のようである。

一、比叡山における「長日法華不斷經」

前章では「長日」・「不斷經」の定義づけをした。これが「長日不斷經」の場合は相当の長期間に亘つて朝夕の区別なく継続して行われるのであるから、多数の僧侶による「結番」を必要とするので小規模な社寺での勤行は困難であろう。従つて限られた大社寺でしか実施し得ないであろうことは容易に想像されるところである。

最澄は法華經を教理の柱として、比叡山に顯密兼修の場を創設し、定められた年分度者二人については、一人を遮那業、一人を止觀業とした。そのうち止觀業では天台止觀の行的実践の場として四種三昧⁽¹⁰⁾を進めるために弘仁二年（八一二）法華堂を造立し、それに統いて円仁は嘉祥元年（八四八）に常行三昧堂を建立した。そして常行三昧の実践が阿弥陀信仰を生み出す契機となつてゐる。

比叡山では永承六年（一〇五一）四月十四日に発願して不斷経を始めたことが、藤原明衡の手になる「比叡山不斷経縁起」に記されている。具体的に考察するためにこの縁起の一部を抜書きする。

（前略）

我等於二根本中堂医王之宝前一。不レ断レ転一読件經一。因ニ自乘作故伝レ之不レ断。名曰ニ結縁不斷経一。声出響隨。始レ自ニ今月十四日一発願。奉レ説ニ件經一。撰ニ定禪侶三百六十余口一。則為ニ其衆一。相一分一年三百六十余日一。欲レ致ニ其勤ニ。以ニ一禪侶一。宛ニ昼夜一。但月有ニ大小一。年有ニ閏余一。至ニ如レ此之時一。臨レ時而各会釈結番。依ニ位階膚次一。守ニ次第一勤修。結番次名。於レ是權大僧都明快。影ニ造三尺宝塔一。奉ニ納一部妙文一。種々莊嚴。□可ニ具足ニ。安ニ於經所一。永為ニ本尊一。即發願曰。我遇ニ當來弥勒下生之日一。於ニ彼説法之時一。見ニ此宝塔之形一。宛如ニ釈尊説法之昔。從レ地湧出之儀一。手排ニ塔扉一。眼見ニ華偈一。

（中略）

令ニ彼門弟補ニ其闕番一。単孤之侶。以レ他補レ之。又一結之外。欲レ結ニ縁者。不ニ敢禁止一。又自レ西自レ東。從レ北從レ南。來向ニ我山一。受ニ菩薩戒一之輩。若有レ願之者。不レ謂ニ都鄙一。宜ニ相許一焉。

（中略）

全転ニ一乗之輪一。令レ伝ニ三会之席一。勿レ謂ニ我等之新情一。出レ自ニ祖師之旧意一而已。于レ時永承六年歲次辛卯四月廿二日。聊記ニ本縁一。復遣ニ後葉一[○]

これを要約すると、永承六年（一〇五一）四月十四日に權大僧都明快は、三尺の宝塔を彫造してこの宝塔に法華經を奉納しこれを本尊として、五十六億七千万年後の弥勒下生の説法に知遇するまで不斷経を続け、法華一乗の教えを弥勒三会の時まで

伝えようと発願した。この発願はこの明快の考えではなく祖師最澄のご遺志である。またこれに賛同するものは菩薩戒を受けた参加して欲しい、それは決して拒むものではない。

そして、不斷経の運営の仕方にも触れている。それは三百六十口の禅侶を選んで、一年を三百六十余日分けて位階や膳次によつて「結番」して勤修し、一禅侶一昼夜宛とするとしている。

比叡山不斷経は權大僧都明快によつて始められている。明快は東塔南谷の台密谷流の始祖と言われる皇慶の弟子で、谷流から分かれた梨本流の始祖となりその坊は後の梶井門跡となる。

この時の天台座主は源心で十八代天台座主良源の直系の弟子で横川に住坊を持ち、横川に発した台密川流の法系に属するものであろう。⁽²⁾

「天台座主記」の三十代天台座主源心の欄に「永承六年四月十四日始行二中堂廊不斷経」⁽³⁾とあつて「縁起」の記述と一致する内容であるが、「縁起」では明快が始めたことになつていて、源心が座主のときに「不斷経」は根本中堂で始められたが、明快の主導によつたものであると解するべきであろう。それは源心と明快は明らかに法系が違ひ、当時は慈覚派と智証派の抗争の統く最中で、しかも良源による強引な改革が行われた後で、それによつて東塔・西塔・横川の独自性が強調され対立関係が生まれていたと考えられ、横川出身の源心と東塔出身の明快が協力して「不斷経」を実施したとは考えにくからである。また「天台座主記」には「根本中堂廊」で不斷経を始めたと記載している。「根本中堂」とだけ記載すればよいと思うのであるが「廊」としてあるのは（仏教儀礼はよく判らないが）、座主でない明快が行うためには「外陣」でなく「廊」でしかこの「法華不斷経」を行えなかつたという推測が成立つのはなかろうか。

「法華經」には法華懺法や法華八講や写經して宝塔に納めて供養するなど、法華經だけにみられる形式の信仰があつたようだ、「法華不斷経」を「結番」によつて昼夜絶え間なく誦誦する法華經の信仰は、この「縁起」以前の管見する史料の中には見出すことが出来ないので、この「比叡山不斷経」が法華不斷経の始まりと考えられる。

それでは末法の到来を前にして、どうして「不斷経」という新しい法華經の信仰方式が採用されたのかよく判らないが、どのようなことが想定できるのか考察してみたい。

「比叡山不断経縁起」は末法の世の到来を目前にして始められている。末法思想については多くの先学の研究がなされているのでここで論じることもないが、石田一良氏は最澄は近江国國分寺の大國師行表のもとにおける修学によつて末法思想を教えられ、入唐求法して帰朝後における思想活動には末法思想の支えがあることを指摘しておられる。^{〔14〕}

そして末法思想は比叡山修行者の意識の中で存在していたものが顯在化することによつて共通の認識となつたものであろう。その認識は仏滅後二千年に末法が到来する^{〔15〕}という期間意識として強化され、更に永承七年（一〇五二）という期日的觀念が醸成されそれが危機意識となつたものと考えられる^{〔16〕}。この過程のなかで王朝貴族の間にも末法思想が浸透していくものと思われる。

以上のこととは末法思想の認識の変化の過程を述べたもので、また末法意識が昂揚する過程では個人または属する集団によつて相違があると思われるが、それがどの段階でどのような状態であったという指摘は困難である、やがては永承七年（一〇五二）には末法が到来するという年度意識を持つようになり、しかも残りの年数を数え始めるという段階となると、末法意識はさらに昂揚し世情不安をもたらしたことであろう。

源為憲の撰述で『三宝絵詞』^{〔17〕}という仏教の解説書がある。これは冷泉帝の第二皇女で仏門にはいった十九歳の尊子内親王のために撰述されて献じられたもので、これの「序」のなかに「釈迦牟尼仏隠れたまひてのち、一千九百三十三年になりにけり。像法の世にあらむこと残る年いくばくならず」という記述がある。

『三宝絵詞』は女性にも判りやすく仮名まじりの文で書かれているが、献じられたのは永觀二年（九八四）である。このことは十世紀の後期に永承七年の末法到来が認識されており、「残る年いくばくならず」と残り年数のカウントも始められていたことを想定させる^{〔18〕}。また仏門にはいつて二年足らずの十九歳の少女に、為憲が本文の「序」に末法のことを記してその到来

を教えるとしたことは、当時の末法思想はかなりの層にまで浸透していく、世情不安と相俟つて、末法の到来が深刻な問題とされていたことを想起させる。

円仁は唐より帰朝すると仁寿元年（八五一）五台山の念佛三昧の法を伝え、最澄が意図した四種三昧のうちの常行三昧として定着させ、叡山では法華三昧と並んで常行三昧が盛んになった。「天台座主記」によれば貞觀七年（八六五）八月に円仁の遺命で座主安惠によつて不斷念佛が始められている。

円仁の常行三昧は止観業による禪定を目的としたものであるが、極楽淨土を希求する淨土教的要素を内包するものであり、常行三昧は叡山各塔で盛んに行われそれが叡山全体に淨土教的雰囲気を醸し出している。

『三宝縁詞』はそのような時期の撰述である。この撰述内容は歴史的にみても大きな意味を持つものではないと思われるが、さきに述べたように当時の末法意識を探る手掛かりを示すものと考えている。

『三宝縁詞』が撰述された翌年の正月に十八代天台座主良源は没している。そしてその年にその弟子源信は『往生要集』を著している。

叡山に淨土教的雰囲気が醸し出されようとした時期に合わせるようにして『往生要集』が完成し、しかも末法到来のカウント読みがされている時であるので、源信の論述は末法の世には相応の思想として受け入れられ、これまで「密勝頤劣」と密教優位の立場を維持してきた天台密教にとっては『往生要集』の出現は、末法の到来を前にして淨土教的思想によつて密教優位の立場を失いそうな危惧と焦りを感じたであろう。

事実、源信のいる横川は僧侶二三人という荒廃した場所であったが、源信の師良源が座主になつて以後は二百人以上の僧侶を抱えるほどの集団となり、そのすべてが止観業というわけではないが、源信を中心とする集団も形成されつつあつたことは間違いない。

また源信の師良源は叡山中興の祖といわれ座主になると、右大臣藤原師輔の庇護のもとに、当時焼失していた叡山の堂舎、

根本中堂・総持院・法華堂・常行堂などを建立して、昔日にも勝る延暦寺の威容を復興した。

横川に坊を構え荒廢した円仁の根本如法堂を楞嚴院として再興し、常行堂を建て不斷念佛を行なうなど横川を二百人以上の僧侶を擁する大集団とし、東塔・西塔と同様な一經營単位として横川を独立させた。このように良源は座主として比叡山を隆昌させた功績は非常に大きいが、その強引な指導力と貴族の庇護による政治力に対しては反感を抱く衆徒も多く、その没後には多くの課題を残している。

王朝貴族は密教の呪術的修法を利用して現世利益を希求し、密教は王朝貴族と結びつくことで発展して顯教に対して優位を保つてきただが、十世紀後半には迫りくる末法に対する切迫感と世情不安から極楽往生の思想が貴族層にも浸透し始め、貴族の淨土教的寺院・堂建立が目立ちだし、また良源のあと、不断経を始めた明快の前までの間に、在任五年以上の座主は八人いるが、そのうち五人は良源の弟子かそれに関係する者である。また良源の直弟子の院源は道長と特に親しかったようで、道長は寛仁四年（一〇二〇）叡山に登り院源に受戒し七仏薬師法・薬師不断経の修法を行っている。⁽¹⁾

梶井門跡の始祖ともなる明快は、台頭する横川衆を見ながら東塔でも末法に備えるために、法華不断経を始めたのであろう。これは九世紀の後期に円仁の遺命で始められた「不断念佛」を誦称する方式を取り入れたと言えば聞こえがいいが、模倣したものであろう。しかし、法華經は末法に備えて後世に遺こそうという思想があつて、宝塔や埋經という形でこの頃に盛んに行われているが、これは書写した法華經を容器にいれて遺こそうとするもので、長日法華不断経は絶え間なく輪番で誦誦して伝えてゆこうとするもので法華經の精神に即応するものであり、また法華經は天台佛教徒にとっては最高至上のものである。法華經の「見宝塔品」に「若しわれ、仏となりて滅度せし後に、十方の国土において、法華經を説く処あらば、わが塔廟は、この經を聽かんがための故に、その前に湧現して、ために証明を作して、讀めて、善いかな、と言わん」⁽²⁾とあるが、先に記した「比叡山不斷法華經縁起」にある「我遇三當來弥勒下生之日」。於「彼說法之時」。見「此寶塔之形」。宛如「釈尊說法之昔」。從「地湧出之儀」に符号する。この一節だけでも長日不斷に法華經の誦誦を続けることが法華經の精神に適合することが判

る。

また明快は「これは始祖最澄の御遺志であり、これに賛同して集まつたものは、仲間にいれて決して拒む事は無い」と東塔の勢力の伸長を念頭に置いていると考えられることは、明快の強かさを感じさせる。

この「長日法華不斷経」がどの程度続けられたものか、よく判らないがその後における比叡山は山門の騒動、園城寺との争闘、内部の対立分裂などを抱えて中世を迎えるのであるが、この法華經の読誦は、途絶えたものか、或いは真摯に勤行を続け宗徒によって守られてきたのか、その辺のことが不明であり、その手掛かりを擱んで行くことが今後の課題と考えている。

三、宇佐宮「長日法花不斷経」と天台僧良真

前章で比叡山における長日不断経について考察した。そして末法の到来に対し弥勒の竜華会に知遇するため、法華經を不斷に続けるというものであった。

宇佐宮においても「長日不斷経」が行われていたことが確認される。「宇佐宮年中行事案」(永弘文書)に「御宝前長日法花不斷経」とあって「天台座主圓融房和尚良真、康平五年十二月廿一日始之」と割注がある。⁽²⁾ 永承六年(一〇五一)に比叡山で始められた法華不斷経が十一年後の康平五年(一〇六二)に宇佐宮不斷経として「天台座主良真」によつて始められたとしている。「天台座主記」によるとこの時の座主は第三十二代權大僧都明快で、良真是權律師であり永保元年(一〇八一)に第三十六代座主となっている。前章で述べたように比叡山不斷経を始めたのは明快で、良真是その直系の弟子で台密谷流の梨本流で後の梶井門跡であり、その初代は明快で第二代が良真である。⁽²⁾ このように比叡山不斷経と宇佐宮不斷経が同じ直系人脈によって開設されていることは、「宇佐宮年中行事案」の記載は案文であるがその内容は信頼しうるものであろう。従つて、宇佐宮における長日不斷経は比叡山と同様な趣旨であったと考えられる。

それでは不斷経が宇佐宮で行われるようになつた経緯はよく判らないのであるが、前章で述べたように良源の没後、比叡山

では東塔・西塔・横川が夫々独自性を強め、その対立関係が外部に向かって信仰勢力の伸張を競つたためであろう。しかしながら華経信仰によって末法の世を救済しようという仏教者としての信念で行われ、勢力の伸張はその結果ということであろう。

宇佐宮の神宮寺弥勒寺については当時の講師は元命の子息戒信で、元命・戒信ともに仁和寺四宮御室を師主としているのである。⁽²³⁾

当時は真言系と思われる所以で、台密である明快・良眞は弥勒寺を避けて宇佐宮をその信仰の拠点としたのかも知れない。

また、治暦三年（一〇六七）に石清水八幡宮では「不断念佛」が行われている。宇佐宮不断経から五年後である。これには大江匡房による「縁起」がある。一部を抽出すると、

（前略）弟子別當法印大和尚位清成相議曰。弟子受_二生於此地_一。寄_二身於我山_一。少日入_二堂僧之列_一。已經_二一紀_一。長年應化之選。亦向_二卅載_一。移_二念仏於宝前_一。導_二昏德於淨刹_一。尤得_二此便宜_一矣。和尚隨喜。屢以勸誘。然猶心与_レ事違。年不_二我与_一。未_レ伝_二彼風儀_一。和尚已墜_二其露命_一。噬_レ臍不_レ及。遺恨而已。方今時已到矣。緣亦熟焉。治暦三年十月十三日。敬屈_二西塔院結衆十二口_一。三箇日夜。於_二宝前_一令_レ修_二此三昧_一⁽²⁴⁾。（下略）

この縁起によると、元命の嫡子石清水八幡宮別當清成は不斷念佛を八幡宮の宝前で行うこと願つていて、それを果たせなくて治暦三年（一〇六七）没した。そして三カ月後に「西塔院結衆十二口」が「不斷念佛」を始めたとある。

このことからも東塔は宇佐宮、西塔は石清水宮と叡山内部の対立の構図が浮かんでくる。そして、さきに述べたように東塔・西塔・横川の夫々がその仏教的信念を外部に向かって働きかけをしていたことを思わせる。

この「石清水不斷念佛縁起」の内容をみると末法を思わせる記述が殆ど感じられない。この時は末法到来の十五年後のことであるので、末法に関する記載があつてもおかしくない時期である、これは比叡山のなかでは夫々の立場で仏教的な思想や信念に相当な隔たりがあつたものと思われる。

「西塔院結衆十二口」は念仏の結衆であることは判るが、結衆の指導的な役割をする人物が浮かんでこない、それでは十二人が集まつた民衆的集団かといふと、「縁起」の中にこれに触れた部分がある。

就中西塔院常行堂結衆。殊擇ニ知徳一所レ補也。雖ニ金紫銀黃之余裔。法竜義虎之禪侶。不レ為ニ此結衆一之者縕徒所レ耻也。

要訳すると、西塔院常行堂結衆は知徳の人を選んで補するもので、たとえ立派な家柄の後裔や高邁な教をもち身分の高い禪侶であつても、この結衆に入つていらない僧侶は恥じるべきである。

というような事であろう。これをみると「縁起」であるから誇張があるとしても、相当な人物も含まれていたことが想像される、残念ながら今のところ確定できない。

宇佐宮にもどるが、良真はその後も宇佐宮と關わりをもつてゐる。

承暦四年（一〇八〇）に白河天皇は宇佐宮に新宝塔院を建立し、その心柱に写経した法華經を奉納した、その法華經の供養法を習うために、翌年永保元年（一〇八一）宇佐宮僧永耀・神忍は宣旨を蒙つて上洛して、延暦寺の良真から伝授を受うけている。⁽²⁵⁾

良真のその後の宇佐宮との關わりについてはわからないが、その後の比叡山と宇佐宮との関係が今一つ見えてこない。

四、その後の「宇佐宮長日法華不斷経」

宇佐宮長日法華不斷経は、当初どのような「結番」で勤をしていたのかよく判らない。

それが竜華三会の曉まで続けるという当初の立願からどの程度続いたものか、管見する史料では判明しないが、『神道体系四七 宇佐』にある「宇佐宮年中行事案」の「解題」には大治三年（一一二八）以後に編纂されたものであると説明しているので、前章で述べたように「宇佐宮長日不斷経」は康平五年（一〇六二）に始められているので、六十六年以上は続けられた

ことになる。

年代は下がるが「不斷經」に関する史料があるのでそれに基づいてその後について考察してみたい。

史料①

御前検校祐秀解 申請 宮裁事

請レ被下殊且蒙ニ鴻恩一、且任ニ相伝実一、賜中御免判上令レ勤勤○下同一仕大宮經番一口宣宣カ一申一致ニ公家本家閔東惣官御祈禱各々等ニ子細状、

經番一口供料拾捌所募レ名ニ私領私領分

右譲檢ニ案内一、件經番者、祐秀十一代相伝之所帶也、然間、募ニ自他名一、令レ勤ニ仕彼經番二者先例也、而今募申之名々等者、祐秀之私領也、但供料之貞數者拾捌石、自名之分米六石三斗、不足十一石七斗也、雖レ然給ニ御免判一、致ニ其勒ニ、欲レ勒ニ仕公家本家閔東惣官御祈禱ニ矣、但所レ残供料追可ニ言上ニ者、望請恩裁、任ニ先例ニ為レ給ニ御免判ニ、言上如レ件、

弘安八年九月 日

御前検校祐秀

上ア

史料②

定補

御宝前長日法花不斷經番六口一口別、十八石、内壱口寅申 路祐事、

右、經番者、公家御祈禱嚴重異神社レ□也、非器不堪之仁、不レ能ニ相傳ニ之間、□公春宿禰社務之時、没ニ取之一畢、□尊晴

阿闍梨依レ為二器量一、任當 □定補也、供米者、相一語用名一引募、相一傳器量之門弟一、專致ニ其勤一、□祈ニ聖朝安穩異國降伏一之状

永仁六年三月廿二日
大宮司宇佐宿禰（花押）⁽²⁸⁾

史料③

（外題）○御在判

仰、件經番供祈米、相一語用名一、以二器量之仁一、致ニ相傳一、可レ抽ニ御祈禱忠一者、

同年六月八日

左衛門尉中原 御判

八幡宇佐宮寺供僧阿闍梨尊晴言上

欲下早依ニ社裁一、任ニ傍例一、相ニ語用名一、引ニ募供祈一、為ニ相傳職ニ可レ勤ニ行法華不_新經一由、預中御裁許上、
奉ニ行 聖朝安穩、異國降伏一、御宝前經番六口一口別、内壱口刁番事、

副進

社家下知状案

永仁六年三月廿二日

右、經番者、後冷泉院御宇康平年中、撰ニ定六口供僧一、読ニ誦ニ誦ニ乘妙典一、為ニ長時不斷之勤行一、所レ奉レ祈ニ 天長
地久御願ニ也、依ニ之、雖ニ為ニ僧面一、非器不レ堪輩不レ能ニ相傳一、以ニ當宮社僧一、被ニ定補一之條、為ニ先傍例一之處、
豈後國路寺院主祐秀法橋雖ニ稱ニ相承之由一、非ニ社僧一、居ニ他國ニ之故、不斷御祈禱及ニ闕怠ニ之間、前太宮司公春社
務之時、被レ改ニ狀書之一畢、爰尊晴為ニ宮寺御供僧一、扈ニ從神事佛会一、勤ニ仕講經一、已雖ニ積ニ七旬之年齡一、未レ俗

「一塵之社恩」、幸今闕職出来之間、所レ被三定補也、然者、依二社家下知一、任二先傍例一、相一語用名一供米為證代之所職、可レ令レ相一傳器量門徒一之由、賜二御外題一、備二永代之證驗一、奉レ祈ニ一天四海安全一、欲レ抽ニ異國降伏之丹誠一矣、仍言上如レ件、

永仁六年五月 日⁽²⁾

(傍線は筆者)

史料③には「後涼泉院御宇康平年中」とあるように、前章で述べた康平五年（一〇六二）に始められた「宇佐宮長日法花不斷経」が続いたものと思われるが、この三史料の内容をみると「公家本家関東惣官御祈禱」「聖朝安穩」「天長地久」「異国降伏」など、比叡山で不断経を始めた「弥勒三会の説法に知遇」するといった事柄は一切含まれていない。

勿論、当初から二世紀以上も経過しているのであるから、末法思想も希薄な存在になつていていたに違いない。そして勤行の仕方や目的も変化したのも当然であろう。当初の勤行形式がどの程度受けられたのか全く不明である。

そこで視点を替えて考えて見よう。「八幡宇佐宮御神領大鏡」（以後は「大鏡」とする）の「角田庄」に、

「（前略）新加入田五十二丁七反九十九歩ハ守義任朝臣之任、奉一為公家御祈禱一、於ニ三所御宝前一奉レ転一読長日法花不斷経一、彼仏聖灯油新以ニ康平六年八月 日一 庄内交ニ公田一、限ニ四至ニ立券之」⁽³⁾

とあるので、宇佐宮不断経が始まられてから八カ月の後に不断経の料として国符によつて新加入田が施入されている。これによつて不断経は運営されていたのであろう。「大鏡」の成立は『宇佐神宮史』には建久八年（一一九七）頃としている。「大鏡」には「奉一為二公家御祈禱」に御宝前で転読すると記載しているのは、この「大鏡」が作成された頃にも不断経は行われていたが、それは「奉一為公家御祈禱」のもので、もし「末法の世に弥勒下生に知遇」するという当初の趣旨で勤行されていたのであれば、当然そのような記載があるはずである。

従つて末法思想は建久八年の頃には既に希薄な存在となつていて、不断経そのものの勤行も替わつてゐたであらう。何故かといふと、末法の世の救済のために「法華經」の読誦を続けて弥勤下生まで伝えようとするのが「長日不斷」の勤行であるから、末法思想が希薄になれば法華經を「長日不斷」に統ける意味がなくなるからである。

史料②の事書に「長日法花不斷經」の記載があるので、永仁六年（一二九八）では「長日不斷」に法華經が読誦されていたようを考えられるが、この事書は落祐秀を長日法花不斷經番に定補する事であるのに、本文では欠字があるのでよく判らない所もあるが尊晴阿闍梨を定補するような内容と思われる。従つて、事書と本文の内容が合わないと思われる所以で、この文書には疑問を感じる。また史料①③には「長日法花不斷經」という記載はされていないので、②の記載は間違いではないかと思われる。

また史料③に「幸今闕職出来之間」とあるが実際には闕職の事実は史料②を見ると存在しないことになる。しかも史料③の「副進」の文書は「社家下知状案 永仁六年三月廿二日」でこの日付に該当のものは史料②と思われるが、この「副進」の文書は日付が同じであるが史料②③本文の内容についての前記の指摘からみて、史料③の「副進」の文書は同日付の他の文書ではないかと想像される。そして祐秀と尊晴が経番職を争うなかで史料②の文書は偽作されたものではないかと考えられる。

史料③には「長時不斷之勤行」とあるように「長日不斷之勤行」とは記載されていない。「長時」と「長日」とは意味が違うので、「長日不斷」の勤行はされてなかつたと考えてよいのではなかろうか。

また史料②には「供料米者、相一語用名一引募」、史料③には「相一語用名一引一募供糾」の記載があり、これは不断経の費用の「供料米」は「相一語用名」によることが示されている。史料①には「^ニ募^ニ自他名^ニ、令^レ勤^ニ仕彼經番^ニ者先例也、而今所^ニ募申^ニ之名々等者、祐秀之私領也、但供料之員數者拾捌石、自名之分米六石三斗、不足十一石七斗也」とあるように「用名」というのは自他名を募つたもので、その自他名は私領である。そして自名分は六石三斗で不足分の十一石七斗は他名を募り、合計で十八石を用名として募るとしてある。従つて「相一語用名」と言つるのはこのようなことが判る。

ここで考へねばならないことは、まことに述べた「大鏡」には「供料米」として「角田庄新加入田五十二丁七反九十歩」が施入されている。その加入田の「供料米」は私領の「相一語用名」で補なわねばならないようになつた。このようなことについて工藤敬一氏は、たとえば、保安五年（一一二四）豊前国国衙は宇佐郡司に序宣を下し、郡内の安心院今手、恒松両名の行幸会供米を催促せしめ、難渋せば彼免田を止め、他名の闕を用い、「要名の申請」をみとむべきことを指示している。⁽³⁾と述べておられる。

このように保安五年（一一二四）頃には免田からの供料米の徵収に難渋し「相一語用名」によつて供料米は調達されるようになつたのであろう。このことは末法思想の希薄化につれて「長日法花不断経」は公家御祈禱という意識に変わり、それは法華經を「長日不斷」に行う必要性は失われ、法花不断経というようになつたものと考えられる。

さきに「宇佐宮年中行事案」は大治三年（一一二八）以降の成立であるから「長日法花不断経」はその頃までは統いたものと想定したが、この「相語用名」による供料米の調達が始まられた時期と合わせて考へると、せいぜい十一世紀中頃までには、「長日不斷経」は「不断経」になつてゐた。それは「長日法華不断経」が実施されて七〇九十年間続いたことを意味するものである。

次に「経番」について考へてみたい。史料①②③ともに少し表現は異なるが「御宝前経番六口十八石、内堀口寅番」としてある。

この「経番六口」一 口別、十八石」というのは経番は六人で構成され、各自の「相一語用名」は十八石という意味である。この「相一語用名」⁽²⁾といふのは、確実な史料を検出できないので確定的なことは言えないが、私領である自他名の宇佐宮への上分または国衙への上納分を「用名の申請」をして裁許をもつて、その分を不断経の供料米とするもので、自名の場合は問題はないが、他名の場合も夫々の名主の得分に増減があるので、問題はないようと思われるが、私領の名田に他の権利が付加されることになるので、将来の争いの火種を残すことになり、容易く「相一語用名」ことには困難が伴うであ

ろう。すると他名を「相一語用名」^二のが可能な人物ということになる。それは一族の惣領または他を支配できる官職にある人物ということになる。

経番については「寅・申番」としてある。二章で説明した「結番」のように、寅・申というのは「寅刻」と「申刻」という意味で、子刻から亥刻までの二十四時間を六人に割振つて輪番制として、一人が一昼夜に二回、一回に二時間宛て、六時間毎に勤行することになる。それを「長日不斷」に勤めるとすれば、際限なく毎日それを繰返し続けることになるので、六口の僧で行うことは不可能であろう、当初は「長日法花不斷經」として多くの僧侶で結番を組んで行われていたと思われるが、先に述べたように供料米の調達方法が「相一語用名」^二となつた時点で、法華不斷經の勤行の趣旨や勤行の仕方に変更がされたであろうと想定した。恐らくその時に勤行の人数や期間や勤行する時期が定められたのである。そして法華不斷經は三日乃至七日間ぐらいを定められた日に勤行するような勤行形式となつたものと思われる。

おわりに

『宇佐神宮史』のなかに「長日法花不斷經」が偶然目につき、それがどのようなものか判らないままで興味を持った。特に「長日」という言葉は仏教に関する文書のなかでは、再々目にするのであるが、調べてみても納得のいく答えがない。仏教関係者に聞いてもよく判らない。「長日」とは何日以上のことを指すのかなどあらぬ疑問を持つて時日を費やしていた。

『門葉記』に護持僧の「長日御修法」の記録があることを知つて、それを調べているうちに、「長日」について私なりの定義づけをすることことができた。しかし、不斷經については判つたようでどうもしつくりと判らない。

ある時、姫路の書写山円教寺で法華不斷經を行ふことを教えて戴き、早速参詣した。それは三月十三日の開祖性空上人の忌日に十日から十三日の三日間行つもので、開經と閉經は午前〇時に行つというので拜見を断念した。

内陣と格子で隔てる外陣から拜見したのであるが、開山堂の暗い内陣に性空上人像の脇に僧が一人経机を前にして一心に法

華經を読誦している。やがて背面の扉を開いて僧侶が入ってきて読經している僧の脇に座り読經を始め、今まで読經していた僧は共に読經をしているが区切りが終わつたのか一礼して静かに背面の扉から退場する。内陣のなかは蠟燭が、上人像の前と読經する僧の前にあるだけで、周囲は明かりもなく真っ暗で、その闇の中に二つの明かりの輪だけが浮かんで見える。蠟燭の明かりで経巻を読む声だけが聞こえ、厳肅な雰囲気である。

僧侶の一回の読經は二時間で交替して三昼夜続けて勤行し、最後の日の午前〇時に閉經の行事を行つて終わるのであるが、これを拝見して不斷經がなんとなく判つた気になったのである。

そのようなことで比叡山と宇佐宮の「長日法華不斷經」の流れを追つてみた。史料の関係もあるが筆者の力不足もあって満足のゆく追求は出来なかつたが、大体の輪郭が浮かんだものと考えているが、この分野は筆者には未知の分野で従つて想定も多く、知識不足から勝手な解釈をしている部分もあるかもしれないのに、先学の指導と叱責を賜りたいと願つてゐる。

〔註〕

- (1) 石田瑞麿『例文 仏教語大辞典』小学館 一九九七年。
- (2) 『大正新修 大藏經 図像部 一二』 五頁
- (3) 堀 裕 「護持僧と天皇」（『日本國家の史的特質』大山喬平教授退官記念会編）
「護持僧」（『国史大辞典』吉川弘文館）
- (4) 『大正新修 大藏經 図像部 一二』 ①四三三頁・②四三四頁
- (5) 『大正新修 大藏經 図像部 一二』 四三九頁
- (6) 『大正新修 大藏經 図像部 一二』 七仏薬師法の項
- (7) 『大正新修 大藏經 図像部 一二』 普賢延命法の項

(8) 『大正新修 大藏經 図像部 一一 燥盛光法の項

(9) 「六鄉山諸勤行并諸堂役祭等目録写」(長安寺文書)(渡辺澄夫編『豊後國莊園公領史料集成 三』八号文書)

(10) 天台宗の智顥の「摩訶止觀」に説く、常坐三昧・常行三昧・平行半坐三昧・非行非坐三昧を言う。

(11) 『本朝統文粹 卷第十一 記』

(12) 台密事相の根幹となるものに谷流と川流があり、谷流は東塔南谷の皇慶を始祖として梨本流・蓮華流・智泉流・仏頂流・穴太流・三昧流・法曼流など多くの流れがある。川流は慈惠大師流とも言い横川の覺超を祖とする一派である。その末流に栄西の葉上流がある。

(13) 『天台座主記』(続群書類從 四輯下 换任部)

(14) 石田一良「時機相応の論理」(『日本淨土教の研究』藤島達朗・宮崎圓遵編 平楽寺書店 昭和四年) 一二五頁

(15) 最澄は末法の到来を从滅後、正法一千年・像法一千年説をとつていたようである。注(14) 一四一頁

田村圓澄「末法思想の形成」(『史淵』六二号 七八頁～九頁)

(16) 「」では末法思想を天台宗のみについて述べているが、真言宗その他にも当然末法思想は存在しているが、その導入・浸透については異なると思われる所以で天台宗に限定して述べている。

(17) 『三才宝絵詞』源為憲撰(現代思潮社)

(18) 『三才宝絵詞』は残存するものは写本で、参考にしたものは、「文永十年八月八日書写了」「東寺宝泉院本」とある。原本は存在しないので、内容は全面的に信頼するわけには行かないが本稿で引用した「末法」に関する記述はこの部分のみ挿入したものとは考え難いので、この時代を反映したものとして考へてもよいのではないかと思われる。

(19) 『天台座主記』(『続群書類從 四下 换任部』五八〇～六頁)

(20) 『妙法蓮華經見宝塔品 第十一』(『法華經 中』岩波文庫 一七二頁)

(21) 『宇佐宮年中行事案』(永弘文書)『神道体系 四七 宇佐』六五一頁

- (22) 「梶井門跡略系譜」（『続群書類從』 四下 補任部 四八二頁）
- (23) 「石清水祠官系図」（『群書系図部集』 二九二頁）
- (24) 「石清水不斷念佛縁起」（『本朝文集卷第五十三』 大江匡房 二二〇頁）
- (25) 「八幡宇佐宮御託宣集 又小椋山社部 上」（『神道体系 四七 宇佐』 一五〇頁）
- (26) 「解題」宇佐宮年中行事案（『神道体系 四七 宇佐』解題一七頁）
- (27) 「小坂坊文書」（小坂坊系図所収）（『宇佐神宮史 卷六』一二六頁）
- (28) 「修齋古文書」（『宇佐神宮史 卷六』三二六頁）
- (29) 「宮成文書」（『宇佐神宮史 卷六』三二七頁）
- (30) 「八幡宇佐宮御神領大鏡」（『宇佐神宮史 卷四』三七二頁）
- (31) 工藤敬一「中世宇佐宮領の成立形態」（同氏『莊園公領制の成立と内乱』一八八〇九頁）
〔保安五年壬二月十二日 豊前国序宣〕（『大分県史料(1)』到津文書一〇号）
〔天治元年五月十九日 番長宇佐保俊解状案〕（『大分県史料(3)』永弘文書二号）